

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第10条第1項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託規程の承認 |
| 法令の定め | 組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。 |
| 審査基準 | 当該森林組合の信託規程が「森林経営信託規程例」(昭和53年7月26日付け53林野組第143号林野庁長官通知)に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号:) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第10条第3項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託規程の変更又は廃止の承認 |
| 法令の定め | <p>第1項の信託規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（参考）第10条第1項</p> <p>組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> |
| 審査基準 | <p>当該森林組合の変更後の信託規程が「森林経営信託規程例」（昭和53年7月26日付け53林野組第143号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。また、同項の規定による森林組合の信託規程の廃止の承認は、当該規程に基づく信託事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p> |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u>（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>（電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ）</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>（電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | <p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm）</p> |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託事務の処理の状況並びに信託財産の属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるための検査役の選任 |
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4〈略〉</p> <p>(参考)【信託法】第46条</p> <p>受託者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所はこれを不合法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。</p> |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2 日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人の辞任の許可 |
| 法令の定め | 別紙1のとおり |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rm/gyouseitetudukihou.htm) |

| | |
|-------|--|
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4 〈略〉</p> <p>（参考）【信託法】</p> <p>第 57 条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>2 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>第 70 条 第 57 条第 2 項から第 5 項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第 58 条第 4 項から第 7 項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第 57 条第 2 項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。</p> <p>第 74 条第 6 項</p> <p>第 64 条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第 66 条から第 72 条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。</p> <p>第 134 条第 2 項</p> <p>第 57 条の規定は信託監督人の辞任について、第 58 条の規定は信託監督人の解任について、それぞれ準用する。</p> <p>第 141 条第 2 項</p> <p>第 57 条の規定は受益者代理人の辞任について、第 58 条の規定は受益者代理人の解任について、それぞれ準用する。</p> |
|-------|--|

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る新受託者、信託監督人、新信託監督人、新受益者代理人の選任 |
| 法令の定め | 別紙2のとおり |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

| | |
|-------|--|
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4 〈略〉</p> <p>（参考）【信託法】</p> <p>第62条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たな受託者（以下「新受託者」という。）に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。</p> <p>第131条第4項</p> <p>受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別の事情がある場合において、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託監督人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を選任することができる。</p> <p>第135条 第62条の規定は、前条第1項において準用する第56条第1項各号の規定により信託監督人の任務が終了した場合における新たな信託監督人（次項において「新信託監督人」という。）の選任について準用する。</p> <p>第142条 第62条の規定は、前条第1項において準用する第56条第1項各号の規定により受益者代理人の任務が終了した場合における新たな受益者代理人（次項において「新受益者代理人」という。）の選任について準用する。この場合において、第62条第2項及び第4項中「利害関係人」とあるのは、「委託者又は受益者代理人に代理される受益者」と読み替えるものとする。</p> |
|-------|--|

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|---|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る信託財産管理者、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分 |
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4〈略〉</p> <p>(参考)【信託法】</p> <p>第63条 第56条第1項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この款において「信託財産管理命令」という。）をすることができる。</p> <p>第74条第2項</p> <p>前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（第6項において「信託財産法人管理命令」という。）をすることができる。</p> |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u>（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ）</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm ） |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る信託財産管理命令、信託財産法人管理命令の登記の抹消の嘱託 |
| 法令の定め | 別紙3のとおり |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> (注：休日は含まない。 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

| | |
|-------|--|
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4 〈略〉</p> <p>（参考）【信託法】</p> <p>第 64 条第 6 項</p> <p>信託財産管理命令を取り消す裁判があったとき、又は信託財産管理命令があった後に新受託者が選任された場合において当該新受託者が信託財産管理命令の登記若しくは登録の抹消の嘱託の申立てをしたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、信託財産管理命令の登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。</p> <p>第 74 条第 6 項</p> <p>第 64 条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第 66 条から第 72 条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。</p> |
|-------|--|

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る信託財産管理者、受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人の権限行使の許可 |
| 法令の定め | 別紙4のとおり |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

| | |
|-------|--|
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4 〈略〉</p> <p>（参考）【信託法】</p> <p>第 66 条第 2 項</p> <p>2 人以上の信託財産管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。</p> <p>同条第 4 項</p> <p>信託財産管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>1 保存行為</p> <p>2 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為</p> <p>第 73 条 第 66 条の規定は、受託者の職務を代行する者を選任する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者について準用する。</p> <p>第 74 条第 6 項</p> <p>第 64 条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第 66 条から第 72 条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。</p> |
|-------|--|

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る信託の変更 |
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4〈略〉</p> <p>(参考)【信託法】第150条</p> <p>信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。</p> |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年12月 9日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 許可等の種類 | 森林組合の信託財産に係る信託の終了 |
| 法令の定め | <p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4〈略〉</p> <p>(参考)【信託法】第165条</p> <p>信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。</p> |
| 審査基準 | 同条の規定のとおりとする |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

| | |
|------------------|---|
| 法 令 名 | 森林組合法 |
| 根 拠 条 項 | 第 1 9 条第 1 項 |
| 許 認 可 等 の 種 類 | 森林組合の共済規程の承認 |
| 法 令 の 定 め | 組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。 |
| 審 査 基 準 | 被共済者の保護を図る等の見地から、「森林組合法の施行について」（昭和 5 3 年 9 月 1 4 日付け 5 3 林野組第 1 7 4 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の（2）のイのなお書のとおりとする。 |
| 標 準 処 理 期 間 | 総 期 間 2 日・ <u>月</u> （注：休日は含まない。） 経 由 機 関 日・月（ ） 協 議 機 関 日・月（ ） 処 分 機 関 日・月（ ） |
| 処 分 担 当 課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 申 請 先 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（ ） |
| 問 い 合 わ せ 先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 備 考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ） |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第19条第3項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認 |
| 法令の定め | 第1項の共済規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。 <small>(参考) 第19条第1項 組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</small> |
| 審査基準 | 第19条第1項の規定による森林組合の共済規程の承認の審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> （注：休日は含まない。） 經由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ） |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ） |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ） |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--------------|---------|--------------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 法令名 | 森林組合法 | | | | | | | | | | | | |
| 根拠条項 | 第 2 4 条第 1 項 | | | | | | | | | | | | |
| 許認可等の種類 | 森林組合の林地処分事業実施規程の承認 | | | | | | | | | | | | |
| 法令の定め | <p>組合が第 9 条第 7 項の規定する事業（以下「林地処分事業」という。）を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> <p>(参考) 第 9 条</p> <p>森林組合（以下この章において「組合」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>7 出資組合は、組合員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を行うことができる。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 審査基準 | 当該森林組合の林地処分事業実施規程が「林地処分事業実施規程例」（昭和 5 3 年 7 月 2 6 日付け 5 3 林野組第 1 4 3 号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。 | | | | | | | | | | | | |
| 標準処理期間 | <table> <tr> <td>総 期 間</td> <td>2 日・(月)</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table> | 総 期 間 | 2 日・(月) | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日・月 | () | 協議機関 | 日・月 | () | 処分機関 | 日・月 | () |
| 総 期 間 | 2 日・(月) | (注：休日は含まない。) | | | | | | | | | | | |
| 経由機関 | 日・月 | () | | | | | | | | | | | |
| 協議機関 | 日・月 | () | | | | | | | | | | | |
| 処分機関 | 日・月 | () | | | | | | | | | | | |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 | | | | | | | | | | | | |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm) | | | | | | | | | | | | |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第24条第3項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認 |
| 法令の定め | <p>第1項の林地処分事業実施規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（参考）第24条</p> <p>組合が第9条第7項の規定する事業（以下「林地処分事業」という。）を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> <p>第9条</p> <p>森林組合（以下この章において「組合」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>7 出資組合は、組合員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を行うことができる。</p> |
| 審査基準 | <p>当該森林組合の変更後の林地処分事業実施規程が「林地処分事業実施規程例」（昭和53年7月26日付け53林野組第143号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。</p> <p>また、同項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の廃止の承認は、当該規程に基づく林地処分事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p> |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u>（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p> |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ（電話番号：011-231-4111（内線各（総合）振興局産業振興部林務課 28-585）） |
| 申請先 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ） |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ（電話番号：011-231-4111（内線各（総合）振興局産業振興部林務課 28-585）） |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm ） |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年 4月13日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第26条の3第1項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の森林経営規程の承認 |
| 法令の定め | 出資組合が森林経営事業を行おうとするときは、森林経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。 |
| 審査基準 | 当該森林組合の森林経営規程が「森林経営規程例」（平成29年3月29日付け28林政経第325号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2 日・ <u>月</u> （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ） |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ） |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ） |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年 4月13日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第26条の3第3項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認 |
| 法令の定め | <p>第1項の森林経営規程の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（参考）第26条の3</p> <p>出資組合が、森林経営事業を行おうとするときは、森林経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。</p> |
| 審査基準 | <p>当該森林組合の変更後の森林経営規程が「森林経営規程例」（平成29年3月29日付け28林政経第325号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。</p> <p>また、同項の規定による森林組合の森林経営規程の廃止の承認は、当該規程に基づく森林経営事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p> |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u>（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ）</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm ） |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第25条第1項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の林道開設等による分担金の認可 |
| 法令の定め | 組合は、林道を開設し、改良し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者（その組合の組合員を除く。）にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。 |
| 審査基準 | <p>同条第3項の規定により「あらかじめ受益者たる員外者の意見を聴取し」、受益の限度において、受益者の負担能力を加味したうえ、応益の原則に従つてその負担金を定めることが適切であると認められる場合に行う。</p> <p>(参考) 第25条第3項</p> <p>都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聴かなければならない。</p> |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第61条第2項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の定款変更の認可 |
| 法令の定め | 定款の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| 審査基準 | 第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u>（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ）</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585））</p> <p>各（総合）振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm ） |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年10月17日作成)

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--------------|--------------|--------------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 法令名 | 森林組合法 | | | | | | | | | | | | |
| 根拠条項 | 第79条 | | | | | | | | | | | | |
| 許認可等の種類 | 森林組合の設立の認可 | | | | | | | | | | | | |
| 法令の定め | <p>行政庁は、前条第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。</p> <p>1. 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。</p> <p>2. 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(参考) 第78条</p> <p>発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 審査基準 | <p>同条の認可の基準のとおりとする。</p> <p>なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。</p> <p>また、定款の審査に当たっては、当該森林組合の定款が「森林組合模範定款例」(昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知)に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 標準処理期間 | <table><tr><td>総期間</td><td>2日・<u>月</u></td><td>(注：休日は含まない。)</td></tr><tr><td>経由機関</td><td>日・月</td><td>()</td></tr><tr><td>協議機関</td><td>日・月</td><td>()</td></tr><tr><td>処分機関</td><td>日・月</td><td>()</td></tr></table> | 総期間 | 2日・ <u>月</u> | (注：休日は含まない。) | 経由機関 | 日・月 | () | 協議機関 | 日・月 | () | 処分機関 | 日・月 | () |
| 総期間 | 2日・ <u>月</u> | (注：休日は含まない。) | | | | | | | | | | | |
| 経由機関 | 日・月 | () | | | | | | | | | | | |
| 協議機関 | 日・月 | () | | | | | | | | | | | |
| 処分機関 | 日・月 | () | | | | | | | | | | | |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線各(総合)振興局産業振興部林務課 28-585)) | | | | | | | | | | | | |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線各(総合)振興局産業振興部林務課 28-585)) | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) | | | | | | | | | | | | |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

| | |
|------------------|---|
| 法 令 名 | 森林組合法 |
| 根 拠 条 項 | 第 8 3 条第 2 項 |
| 許 認 可 等 の 種 類 | 森林組合の解散の決議の認可 |
| 法 令 の 定 め | 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| 審 査 基 準 | 同条第 3 項において準用する法第 7 9 条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 (参考) 第 83 条第 3 項 第 78 条第 2 項、第 79 条 (第 2 号を除く。) 及び第 80 条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。 |
| 標 準 処 理 期 間 | 総 期 間 2 日・ <u>月</u> (注: 休日は含まない。) 経 由 機 関 日・月 () 協 議 機 関 日・月 () 処 分 機 関 日・月 () |
| 処 分 担 当 課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課 |
| 申 請 先 | 各 (総合) 振興局産業振興部林務課 (電話番号:) |
| 問 い 合 わ せ 先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課 |
| 備 考 | (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

| | |
|---------|---|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第 8 4 条第 2 項 |
| 許認可等の種類 | 森林組合の合併の認可 |
| 法令の定め | 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。 |
| 審査基準 | 第 7 9 条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | 総 期 間 2 日・ <u>月</u> (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各 (総合) 振興局産業振興部林務課 (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 9年10月27日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第100条第2項 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の定款変更の認可 |
| 法令の定め | 別紙5のとおり |
| 審査基準 | 第100条第3項において準用する法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課</p> |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

| | |
|--------------|---|
| <p>法令の定め</p> | <p>第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 43 条、第 43 条の 2、第 44 条第 3 項から第 8 項まで、第 45 条、第 52 条、第 55 条から第 57 条まで、第 59 条第 2 項から第 4 項まで、第 60 条から第 60 条の 4 まで、第 61 条（第 1 項第 4 号を除く。）、第 62 条、第 63 条（第 4 号に係る部分を除く。）、第 63 条の 3、第 63 条の 4、第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 68 条第 1 項から第 3 項まで、第 70 条、第 72 条並びに第 73 条並びに会社法第 830 条、第 831 条、第 834 条（第 16 号及び第 17 号に係る部分に限る。）、第 835 条第 1 項、第 836 条第 1 項及び第 3 項、第 837 条、第 838 条並びに第 846 条の規定（これらの規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）中監査役に関する部分を除く。）は組合の管理について、第 44 条の 2、第 47 条第 1 項、第 49 条の 3 第 1 項、第 8 項及び第 10 項並びに第 52 条の 2 前段の規定は理事及び監事について、第 49 条の 3 第 9 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 78 条の規定は理事について、第 44 条の 3 第 2 項の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第 52 条の 2 前段中「次条第 1 項の一時役員」とあるのは「第 98 条の 6 の一時理事」と、第 55 条第 2 項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第 56 条第 3 項及び第 59 条第 2 項中「理事会」とあるのは「理事」と、第 57 条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第 60 条の 2 第 2 項中「理事会の決議によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第 61 条第 1 項第 6 号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第 7 号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第 65 条第 6 項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散、合併又は第 100 条の 3 第 1 項、第 100 条の 15 第 1 項若しくは第 100 条の 20 第 1 項に規定する組織変更の議決」と、第 72 条中「第 20 条から第 22 条まで及び第 67 条の 2 から前条まで」とあるのは「第 99 条並びに第 100 条第 2 項において準用する第 68 条第 1 項から第 3 項まで及び第 70 条」と、会社法第 831 条第 1 項中「第 346 条第 1 項（第 479 条第 4 項において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林組合法第 100 条第 2 項において準用する同法第 52 条の 2 前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（参考）第 61 条第 2 項</p> <p>定款の変更（農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> |
|--------------|---|

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 9年10月27日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第100条第3項 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の設立の認可 |
| 法令の定め | 別紙6のとおり |
| 審査基準 | 第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ） |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ） |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ （電話番号：011-231-4111（内線28-585）） 各（総合）振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/gyouseitetudukihou.htm ） |

| | |
|-------|---|
| 法令の定め | <p>第 31 条第 1 項本文及び第 4 項から第 7 項まで、第 62 条第 2 項及び第 3 項、第 63 条の 3、第 63 条の 4、第 74 条から第 76 条まで、第 77 条第 1 項から第 7 項まで並びに第 78 条から第 82 条まで並びに会社法第 310 条第 2 項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項、第 311 条（第 2 項を除く。）、第 312 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項、第 830 条、第 831 条、第 834 条（第 16 号及び第 17 号に係る部分に限る。）、第 835 条第 1 項、第 836 条第 1 項及び第 3 項、第 837 条、第 838 条並びに第 846 条の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、組合の設立について準用する。この場合において、第 31 条第 4 項中「前項」とあるのは「第 100 条第 3 項において準用する第 77 条第 7 項」と、同条第 5 項中「前 2 項」とあるのは「第 100 条第 3 項において準用する第 77 条第 7 項又は前項」と、第 63 条の 3 中「第 60 条の 2 及び第 60 条の 3」とあるのは「第 100 条第 3 項において準用する第 77 条第 1 項及び第 2 項」と、第 74 条及び第 76 条第 2 項中「10 人」とあるのは「5 人」と、同法第 310 条第 7 項第 2 号、第 311 条第 1 項並びに第 312 条第 1 項及び第 5 項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第 831 条第 1 項及び第 836 条第 1 項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（参考）第 78 条</p> <p>発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。</p> |
|-------|---|

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 9 年 1 0 月 2 7 日作成)

| | |
|---------|---|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第 1 0 0 条第 4 項 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の解散の決議の認可 |
| 法令の定め | <p>第 83 条 (第 6 項を除く。)、第 84 条、第 84 条の 3 から第 88 条まで、第 89 条第 1 項及び第 90 条並びに会社法第 502 条並びに第 507 条第 1 項及び第 3 項の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第 83 条第 4 項中「10 人」とあるのは「5 人」と、同法第 507 条第 1 項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(参考) 第 83 条第 2 項 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> |
| 審査基準 | 第 8 3 条第 2 項の規定による森林組合の解散の決議の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | <p>総 期 間 2 日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p> 経由機関 日・月 ()</p> <p> 協議機関 日・月 ()</p> <p> 処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各 (総合) 振興局産業振興部林務課</p> |
| 申請先 | <p>各 (総合) 振興局産業振興部林務課 (電話番号：)</p> |
| 問い合わせ先 | <p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585))</p> <p>各 (総合) 振興局産業振興部林務課</p> |
| 備 考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 9年10月27日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第100条第4項 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の合併の認可 |
| 法令の定め | <p>第83条(第6項を除く。)、第84条、第84条の3から第88条まで、第89条第1項及び第90条並びに会社法第502条並びに第507条第1項及び第3項の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第83条第4項中「10人」とあるのは「5人」と、同法第507条第1項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(参考) 第84条第2項</p> <p>合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。</p> |
| 審査基準 | 第100条第3項において準用する法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・月(注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合) 振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合) 振興局産業振興部林務課 (電話番号:) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合) 振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年 4月13日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第100条の8第1項 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の株式会社への組織変更の認可 |
| 法令の定め | 組織変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| 審査基準 | 同条第2項において準用する法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準に準ずる。 (参考) 第100条の8第2項 第78条第2項、第79条(第2号に係る部分を除く。)及び第80条の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号:) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年 4月13日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第100条の16 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の合同会社への組織変更の認可 |
| 法令の定め | 組織変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| 審査基準 | 第100条の8第1項の規定による生産森林組合の株式会社への組織変更の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | 総期間 2日・ <u>月</u> (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 () |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年 4月13日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 森林組合法 |
| 根拠条項 | 第100条の22第1項 |
| 許認可等の種類 | 生産森林組合の認可地縁団体への組織変更の認可 |
| 法令の定め | 組織変更は、農林水産省・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 |
| 審査基準 | 第100条の8第1項の規定による生産森林組合の株式会社への組織変更の認可に係る審査基準に準ずる。 |
| 標準処理期間 | <p>総期間 2日・<u>月</u> (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p> |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 申請先 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号：) |
| 問い合わせ先 | 水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課 |
| 備考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm) |